

PRISM 制度中間評価の進め方について

令和 3 年 1 月 2 1 日
ガバニングボード決定

1. 趣旨

官民研究開発投資拡大プログラム運用指針（以下「運用指針」という。）において、制度全体に対する評価について、平成 30 年度の前に事前評価を行うとともに、3 年経過後の令和 2 年度末に中間評価を行うこととなっている。

運用指針に基づく中間評価を円滑に実施するため、PRISM 制度中間評価の進め方を定めることとする。

2. 中間評価委員会の設置

中間評価を実施するため、「PRISM 制度中間評価委員会」（以下「中間評価委員会」という。）を設置する。

中間評価委員会の委員は、運用指針において、評価主体は「ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う」と規定されていることから、ガバニングボードの同意を得た外部専門家等を委嘱することとする。また、継続性の観点から、事前評価を踏まえて選定する。

3. 評価方法

- （１）ガバニングボードと中間評価委員会を合同で開催し、その場で運用指針に規定する評価項目・評価基準について評価を実施する。
- （２）ガバニングボード及び中間評価委員会は、（１）の結果を取りまとめ、必要に応じ、次年度以降の制度の運用等に反映させる。

4. 日 程**【2021年】**

- 1 月 PRISM 制度中間評価の進め方について決定
- 2 月 中間評価委員会委員委嘱
- 3 月 ガバニングボード及び中間評価委員会合同開催、中間評価実施
中間評価結果の決定

以 上